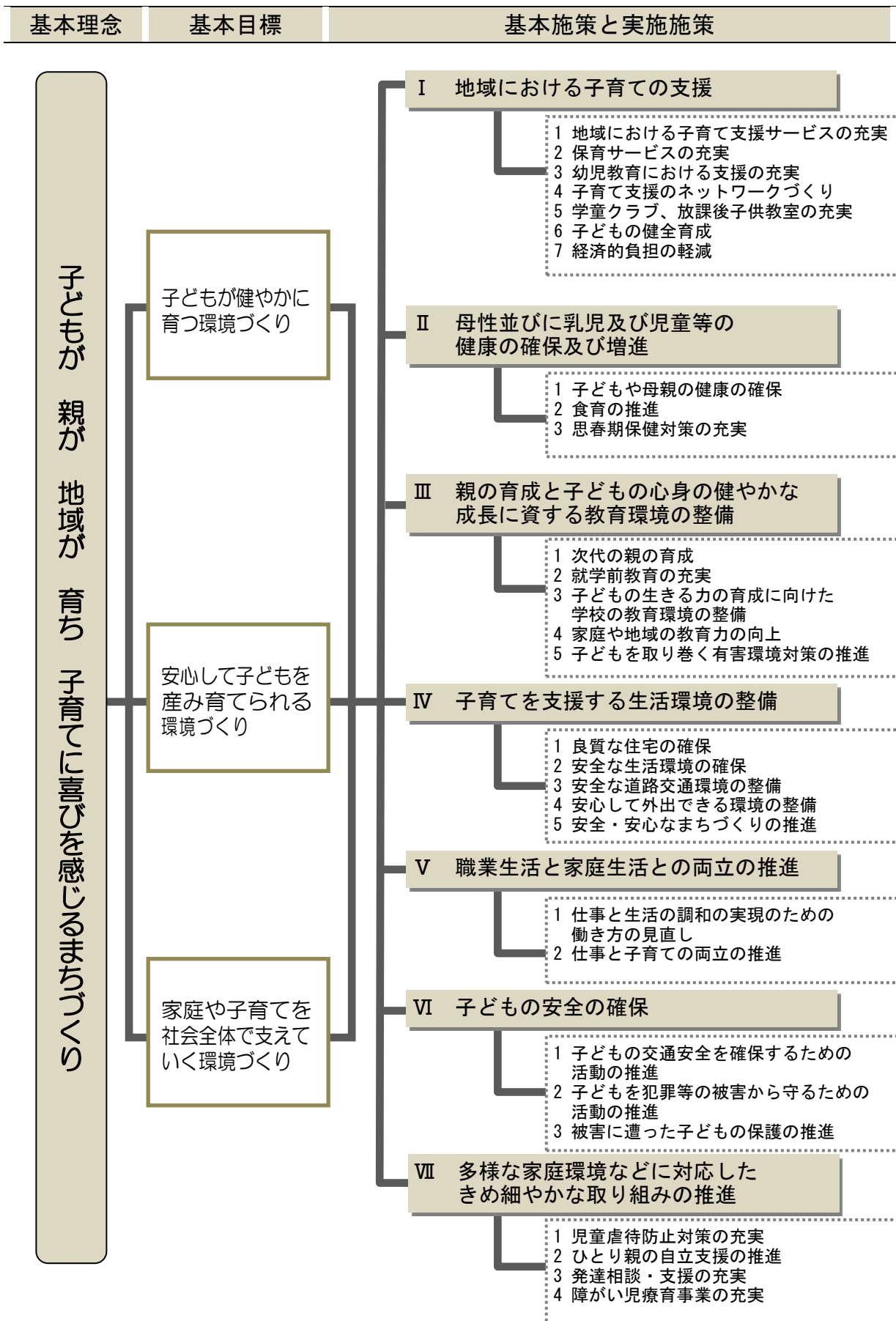


第4章 施策の体系

1 施策体系



2 基本施策の内容

I 地域における子育ての支援

1 地域における子育て支援サービスの充実

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等の利用者支援に努めます。
- 子育て支援に関する総合的な情報提供を行うホームページや携帯サイトにより、わかりやすい情報の提供に努めます。
- 子育て支援の総合相談機能としての「こどもセンター」の充実を図り、総合的な子育て支援に努めます。
- 地域子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が交流する場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供を行うなど、子育ての不安感や負担感の緩和に努めます。
- 育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人を会員とした「ファミリーサポートセンター」の会員登録数の拡大を図り、地域の子育て援助システムの充実に努めます。
- 教育・保育施設等に入所していない親子の遊び場や交流、情報交換の場として、園庭などの開放に努めます。
- 保護者の就労・疾病等により、家庭における養育が困難となった児童の児童福祉施設等での短期預かり支援等の利用促進に努めます。
- 児童が病気の回復期で、集団保育が困難である期間など児童を一時的に預かる「病後児保育」を実施し、保護者の支援に努めます。

2 保育サービスの充実

- 保護者の保育ニーズに適切に対応する保育施設及び地域型保育事業所の定員確保のため、従事する保育士の確保を図り、保育体制の拡充に努めます。
- 働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、一時保育、障がい児保育等の充実及び拡充に努めるとともに、特定保育、夜間保育及び休日保育は需要の動向を見極めながら実施の必要性について検討してまいります。
- 地域と連携した、特色ある保育施設等の運営を実施するため、地域住民との世代間交流事業を始めとする地域活動事業の充実に努めます。
- 老朽化した保育施設・設備等の計画的な整備充実に努めます。
- 地域ごとの保育需要の偏在や中長期的な児童数の減少も踏まえながら、公立保育園の再編について検討し、柔軟な保育サービスの体制づくりに努めます。

3 幼児教育における支援の充実

- 未就園児の親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する相談や情報交換する場を提供する子育て支援活動の促進に努めます。
- 3歳未満児・障がい児の受け入れや預かり保育を推進します。
- 老人施設の訪問によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、世代間の

交流を推進します。

- 子どもの発達や学びの連続性を意識した保育・教育となるよう、保育園・幼稚園・認定こども園と小学校との合同研修の開催など、保幼小の連携を推進します。

4 子育て支援のネットワークづくり

- 住民が子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等の開催により、子育てに関する意識啓発等を推進します。
- 子育てサークル等の活動交流の場づくりを進めるとともに、ネットワークの形成を促進し、子育て中の母親等の子育て不安の解消が図られるよう努めます。
- 子育て経験者、高齢者、ボランティア、関係機関・団体相互の連携強化や研修会等の実施による指導者の資質の向上を図り、民生・児童委員、主任児童委員の連携のもと、地域での子育て支援の充実に努めます。

5 学童クラブ、放課後子供教室の充実

- 保護者が就労等により昼間不在となる家庭の児童に対し、小学校の余裕教室等を利用して実施する学童クラブ（放課後児童健全育成事業）及び放課後子供教室について、ニーズに応じた適切な運営体制の拡充に努めるとともに、放課後子ども総合プランの趣旨に基づき、学校や地域と連携した活動を推進します。

6 子どもの健全育成

- 異年齢児、他地域等との交流や郷土の伝統文化等の伝承活動、地域行事への参加、スポーツ少年団等の子どもたちの継続的なスポーツ・交流活動等の支援を推進するとともに、優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充に努めます。
- 子どもが安全に遊べる空間として、体育館や運動場等の学校施設の開放を継続します。
- 花巻市少年センターの街頭補導活動や「安心・安全なまちづくり大会」等の開催を通じて、警察、学校、地域、関係機関・団体等との連携を図りながら、少年非行の防止及び青少年の健全育成に努めます。

7 経済的負担の軽減

- 子育て支援を推進するため、3歳未満児の保育料及び3歳以上児の給食に係る副食材料費の負担の軽減を図ります。
- 家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため児童手当を支給します。
- ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため児童扶養手当を支給します。
- 乳幼児・小学生・中学生・高校生・心身障がい児・妊産婦・重度心身障がい者及びひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成事業を継続します。
- 経済的な理由で修学が困難な高校生及び大学生等へ奨学金を貸与し、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大及び保護者の負担軽減に努めます。

- 諸事情により生活が困窮する世帯（要保護及び準要保護世帯）の小中学生の教育費に対し、就学援助費を支給します。

II 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

1 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠初期から出産、乳児期及び幼児期の健康教育、健康相談、健康診査、療育指導など一貫した保健サービスを体系的に提供するとともに、家庭と保健・福祉・医療・教育機関との連携のもと、きめ細かな母子保健の充実に努めます。
- 伝染性疾病の予防のため、子どもの予防接種の積極的な推進に努めます。

2 食育の推進

- 食を通じて子どもの生きる力を育むとともに、学校・幼稚園・保育園・認定こども園、地域、生産者・事業者、行政が連携し、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会を設け、情報提供や正しい知識の普及に努めるとともに、食事づくり等の体験活動の取り組みを推進します。
- 保育園や小・中学校の給食において、花巻地方や県内で生産された農産物を食材として取り入れ、その季節の伝統食を提供するなど、引き続き地産地消を推進します。
- 安定的な学校給食の提供のため、老朽化が著しい施設について計画的な改修を行います。

3 思春期保健対策の充実

- 思春期を迎える小・中学校期における児童・生徒やそれを支援する教職員を対象とした各種検診の実施を通じて心身の健康保持に努めるとともに、家庭や関係機関（医師会、学校保健会等）と連携した健康教育の充実に努めます。
- 思春期における喫煙・飲酒・薬物乱用等の防止、食習慣・性感染症等に関する教育・相談・情報提供等の充実に努めます。

III 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次代の親の育成

- 男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを産み育てることの意義に関し、家庭や学校、地域において各分野が連携しながら啓発事業の取り組みを推進します。
- 子育ての素晴らしさや、家族の絆などが大切な価値として共有される社会を目指し、青少年に対して少子化問題や結婚についての意識啓発や情報提供に努めます。

2 就学前教育の充実

- 市内全ての保育園、幼稚園、認定こども園、小学校及び関係機関が、花巻市がめざす子ども像である「元気な子ども」「やさしい子ども」「考える子ども」を共有して保育・教育を行い就学前の子ども達の心身ともに健全な育成を推進します。

- 就学前教育振興会議において乳幼児の保育・教育について課題を共有し、改善の方向を探り、指導の充実に努めます。
- 子どもの発達や学びの連続性を捉えた保育・教育となるよう、幼児期後期から小学校入門期における「保幼小接続期のカリキュラム」の活用や保育園・幼稚園・小学校との合同研修の開催など、保幼小の連携を推進し、子どもたちのスムーズな接続に努めます。
- 「保幼小接続期のカリキュラム」をもとに、さらに見通しをもった取り組みとなるよう小学校への「アプローチカリキュラム」及び入学後の「スタートカリキュラム」を普及し、指導の充実に努めます。
- 幼児ことばの教室事業やニコニコチャレンジ事業などを実施し、家庭と連携した支援の充実に努めます。

3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- 思いやりの心、豊かな感性、主体的にものごとに取り組むことのできる「生きる力」を育むため、自然体験活動、地域における生活体験や豊富な社会体験、伝統芸能活動、異年齢集団での多彩な交流活動の場を提供するなど、子どもたちの学習機会の充実に努めます。
- 発達障がいのある児童生徒については、ふれあい共育推進員の配置等により個に応じた適切な教育的支援を行います。
- 心身症、ひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩み等に対応するため、教職員の研修や教育相談員及びスクールカウンセラーによる教育相談を実施するほか、不登校傾向を示す児童生徒については、生徒支援員及び適応指導教室を核とした教育相談体制の充実に努め、回復できるように努めます。
さらに、学校や保護者を福祉や保健、警察関係につなぐ、スクールソーシャルワーカーを配置し、問題解決に努めます。
- 社会に開かれた学校づくりを進め、地域・保護者・学校の連携・協働により子どもの成長を支える環境づくりを目指し、学校運営協議会を設置する学校（コミュニティ・スクール）を推進します。
- 仲間づくりや集団活動を通して社会性と「生きる力」を育むため、地域・家庭と学校との連携を密にし、子ども同士が交流する場や互いに競い合う等の機会を創出するとともに、必要な地域では、望ましい人数の規模での学校整備を長期計画のもとに進めます。

4 家庭や地域の教育力の向上

- 子育てを支援する学習機会や情報提供に努めます。
- 子育てに係る課題を共有しながら、解決を図る交流機会を設置するとともに、相談体制の充実に努めます。
- 教育振興運動推進協議会等と連携し、地域の教育力を高める活動を支援します。
- 親とのスキンシップ・絆を深めるブックスタート事業を継続実施します。

5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- 一般書店やコンビニエンスストア、自動販売機、レンタル店等で販売・貸付される性や暴力等の有害情報は、子どもに対する悪影響が懸念されることから、関係機関・団体と連携・協力して、有害環境の実態調査や販売店に対する自主的措置の働きかけを行います。
- 携帯型デジタル機器等による様々なトラブルを防止するため、花巻市小学校・中学校・高等学校生徒指導連絡協議会が作成した「花巻市内小学校・中学校・高等学校情報機器使用ガイドライン」の啓発やノーメディアデーなど、家庭や地域と連携した情報モラル教育を推進します。

IV 子育てを支援する生活環境の整備

1 良質な住宅の確保

- 住環境が悪く子育てに支障がある場合等における公営住宅の提供や、住宅の改修、購入にかかる各種支援策等に関する情報の提供に努めます。

2 安全な生活環境の確保

- 空間放射線量の計測・公表や市民から持ち込まれる食品などに含まれる放射性物質の濃度を測定し、市民の不安の速やかな解消に努めます。

3 安全な道路交通環境の整備

- 子どもや子育て家族が安心して利用できる安全・快適な交通環境の整備を推進します。

4 安心して外出できる環境の整備

- 妊産婦や乳幼児連れの親等をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公的建築物等におけるバリアフリー化や公共交通車両の低床車両の導入を推進するとともに、不特定多数の人が利用する施設における授乳コーナー等の設置を推進します。
- 子育て家庭が出かけやすい環境となるよう、岩手県が推進している「i・ファミリー・サービス事業（いわて子育て応援の店）」などへの協賛を呼びかけます。
- 乳幼児連れの保護者が安心して行事やイベント等参加できる環境づくりを進めるため、授乳やおむつ交換などができる場として移動式赤ちゃんの駅の貸出しを行います。

5 安全・安心なまちづくりの推進

- 施設の防犯設備の整備促進に関する広報・啓発活動を推進するとともに、各種行事（イベント）・祭り等における街頭指導・補導活動を継続実施します。

V 職業生活と家庭生活との両立の推進

1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成を促進するための広報・啓発に努めます。
- 育児期間中の男女就業者が、子どもの養育のため弾力的な勤務時間が選択できるなど、事業所においてフレックスタイム制や短時間勤務体制等、育児・介護休業制度の普及を関係機関と連携して促進します。

2 仕事と子育ての両立の推進

- 仕事と子育ての両立ができるよう、各種育児支援制度の情報提供に努めます。

VI 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、学校等関係団体との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止の啓発活動を推進します。
- 子どもを対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を行うとともに、地域の実情に即した交通安全対策を推進するため、各交通安全関係団体との連携を強化しながら、交通安全意識の高揚に努めます。

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 児童生徒の登下校における緊急避難場所である「子ども110番の家」や「トラックこども110番」等に対して、地域での子どもに対する犯罪の発生状況等の情報を提供し、「地域の子どもは地域で守る」「犯罪が起きにくい地域社会をつくる」などの意識の高揚を図りながら、子どもたちが安全に生活できる環境整備に努めます。また、スクールガードリーダーを配置し、地域ぐるみで安全の確保に努めます。

3 被害に遭った子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や関係機関と連携したきめ細かで総合的な援助を行います。

VII 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

1 児童虐待防止対策の充実

- 児童虐待の早期発見のため、要保護児童に関する通告義務等についての啓発を行うとともに、適切かつ早期の対応を図るため、児童相談所、民生・児童委員、主任児童委員、保健医療機関、警察等関係機関による要保護児童対策地域協議会の充実・強化を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

- 保護者の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するため、必要な指導及び援助のための相談体制の充実を図り、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

2 ひとり親の自立支援の推進

- 生活に様々な問題を抱えた女性の相談に応じるため、関係機関との連携を取りながら必要な指導により保護更正を図っているところですが、家庭内における配偶者への暴力（DV）の防止に当たっては、警察や関係機関との連携をさらに深め、迅速な対応を図ります。
- ひとり親家庭の生計の安定に向けた資格取得や就業への支援に努めます。
- ひとり親家庭に対し、貸し付け等の情報提供を行い、経済的助成と児童福祉を推進します。

3 発達相談・支援の充実

- 乳幼児健康診査を通じて発達の遅れや障がいのある子どもを早期に発見して、適切な指導を行うため、関係機関の密接な連携のもとに、個々の実態に即したきめ細やかで、継続的な支援に取り組みます。
- 「こども発達相談センター」の発達相談や親子教室などを通じて、就学前児童の早期療育事業の充実を図ります。
- 専任の教育相談員による教育相談などを通じて、就学後の児童・生徒の特別支援教育に取り組みます。

4 障がい児療育事業の充実

- 地域の障がい児のための療育の場である児童発達支援事業（イーハトーブ養育センター）や放課後等デイサービス事業等の充実に向けた支援に努めます。